

きょうどう

2019年1月1日号

NO. 30

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



写真提供 金光磨佐也様

明けましておめでとうございます

社員税理士 田中芳幸

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

二〇一九年新しい年を迎えましたが平成もいよいよ四
月で終わります。三〇年余り平成の間様々なことがありま
した。阪神淡路大震災や東日本大震災そして熊本地震など
大きな災害に見舞われた時代として後世に語られるでし
ょう。

そして税の分野では何と云っても消費税、平成元年に
三%で導入され、その後平成九年に五%、平成二六年に
八%へと税率が引き上げられ続け、今年の一〇月にはとう
とう一〇%へと引き上げられようとしています。

ご存知のとおり今回は増税と合わせて軽減税率の導入
やキャッシュレス決済に対するポイント還元などの対策
が行われる予定のようです。このポイント還元、諸外国と
比べ現金決済がまだまだ主流の我が国の商慣行をキャッ
シュレス決済へと加速させ、マイナンバーカードの利用と
ともに、取引の「見える化」による税収アップを狙ってい
ると言われています。

そもそも、この様な対策を講じなければならぬ消費税
増税など本末転倒という声が多方面から上がっています。
逆進性が問題の消費税の増税はきっぱり中止し、応能負担
の原則に従って、大企業や大金持ちに応分の負担を求める
べきです。

ところで最近の国の政策は、このキャッシュレス決済に
よるポイント還元などのように、「この際やってみよう」
というような動きが多すぎるように思います。国会での審
議をないがしろにするやり方と合わせ、今の政権運営は非
常に問題だと思えます。

今年、参議院選挙をはじめ選挙が多く行われる年で
す。新しい年がより良い年になるよう、社会の動きをよく
見て行動していきたいと思えます。

皆様の経営と暮らしの発展に事務所一同努力してまい
ります。本年も宜しくお願い致します。

【顧問先訪問】

菅原農園

屋 号：菅原農園

所 在 地：南関町小原 2268 番地

電 話：0968-53-1962

氏 名：菅原一真



今回の顧問先訪問は菅原一真さんです。親子二代でトマト、米の栽培をされる 36 歳の若き農業経営者です。トマトが色づき始めた 11 月に訪問しお話を伺いました。



Q：事業の概要をお聞かせ下さい。

A：南関町(ハウス面積トマト 130 a 水稻 210 a)と産山村(トマト 90 a)でミニトマト、大玉トマト、水稻を栽培しています。私は農家の長男なので農大を卒業後、迷いなく農業の道に入りました。29 年度から「事業主」を父から私へと交代しました。4 年前に高冷地の産山村でのトマト栽培に挑戦する事になり、私が地元の南関農場、両親が産山農場と担当を決め励んでいます。

Q：南関と産山の二カ所栽培の利点は？

A：南関では収穫時期が 11 月から 6 月、産山では 6 月から 11 月とピークが逆になります。家族内で競い合いながら取り組む事で同じ生産者のトマトで売り場を 1 年通して埋められる「周年出荷」が可能となりました。これが取引の商談の際にも強みとなり契約に結び付く様になりました。



カラフルトマト

Q：「トマトづくり」へのこだわりをおしえてください。

A：大玉、中玉のトマトが主流の時代から今はミニトマトが消費者のニーズです。なかでも赤、黄色、オレンジ、紫、緑と多様な色のカラフルトマト(プラム型ミニトマト)に力を入れています。主な出荷先である「生協」の基準に基きながら「自家製の堆肥」「有機肥料」「自然物由来農薬」とこだわりを持って取り組んでいます。

Q：今後の展望をお聞かせください。

A：現在、ベトナムからの「技能実習生」を受け入れています。今後も積極的に受け入れながら彼らとの交流も深めていきたい。又、地元の南関町は農業の後継者不足が深刻な問題です。子供達に農業の楽しさ、重要さを伝え未来の農業へと繋いでいくことは「農家の義務」だと思います。また、高冷地の産山での規模拡大を目指して「親子、夫婦」で頑張ります。



奥さんの梨沙さんと

編集後記：外国人技能実習生の受け入れを決めたのは 3 年前、国民性を理解するには一度、見に行くのが一番と家族で話し合い母親の静子さんがベトナムへ。現地の厳しい生活ぶりや習慣の違いを生で確認し「生半可な気持ちでは駄目だ」と覚悟したそうです。この間、彼らとの接し方を模索しながら休日には飲み会にカラオケ、去年はハウステンボスに全員で行かれたとか。「自分の子供と一緒にです！」と家族同様に接しておられる様子を生き生きと語ってくれました。大変感動致しました。菅原さんありがとうございました。

<所報スタッフ一同>

平成 30 年分の確定申告及び年末調整の改正について

～配偶者の所得の確認をお願いします。～

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ平成 30 年分からの所得税（年末調整及び確定申告）に適用されます。

配偶者が就業時間を調整するなどして、給与収入を 103 万円以内に抑えるいわゆる「103 万円の壁」、その要因の一つと言われてきた配偶者控除が改正されました。実際は配偶者特別控除があり税制上は以前から壁は取り払われていたのですが、働く環境づくりの観点から改正がおこなわれました。

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

(1)改正のポイント

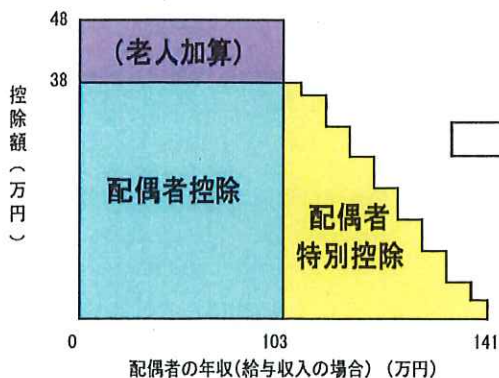
- ① 今年の改正により 38 万円の控除を受けられる配偶者の年収（給与所得の場合）の上限が 103 万円から 150 万円に拡充されました。
- ② 配偶者特別控除は従前の制度と同様、配偶者の年収に応じ逓減（だんだん減少）する仕組みとなっていますが、控除を受けられる年収（給与所得の場合）の上限が 141 万円未満から 201.6 万円未満に拡充されました。
- ③ 納税者（控除を受ける人）の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得の場合年収 1,220 万円）を超えると、制度が利用できなくなりました。

(2)改正内容

- ① 改正の内容は下記の表のように拡充されました。

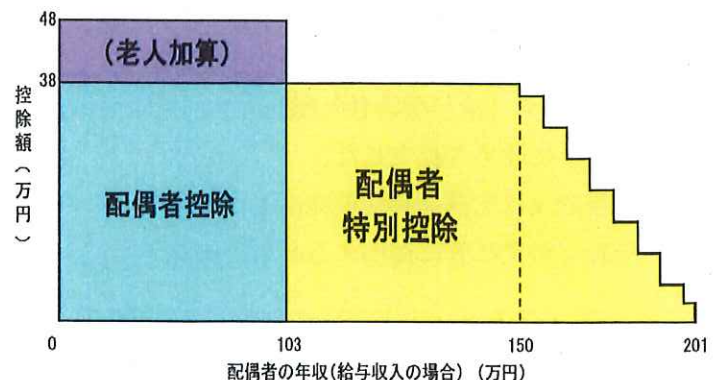
〔改正前〕

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
(図は所得者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



国税庁ホームページより

②控除を受ける人(居住者)の所得に応じて控除額が減少

配偶者控除及び配偶者特別控除ともに、納税者の合計所得金額が 900 万円以下と 900 万円超から 950 万円以下そして 950 万円超から 1,000 万円以下の 3 段階に分けられ控除できる金額が減少することとなりました。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。
国税庁ホームページより

③年末調整での各種申告書等の様式変更

平成 29 年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成 30 年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

2. 30 万円未満の少額減価償却資産の延長

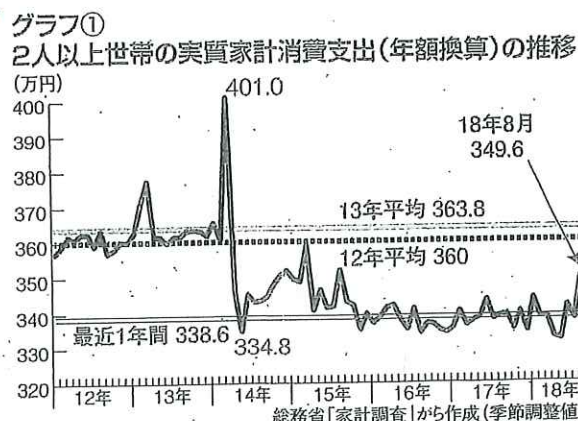
30 万円未満の減価償却資産であれば、一括して必要経費にできる特例は 2 年間延長され、平成 32 年 3 月 31 日までとなりました。(青色申告が要件です。)

消費税増税の時ではない 総意で増税中止を!

政府は本年10月からの消費税10%への増税を「予定どおり」に実施する構えです。併せて増税による「景気悪化防止の対策」を様々検討しています。最近の世論調査では増税反対が約半数と増税反対の声が高まっています。また日本スーパーマーケット協会など小売り3団体が「ポイント還元は混乱を招く」と、政府に対して撤回を含めて見直しを求める要望をしています。このような背景の下で、10月に消費税増税を行う情勢にあるのか、増税ストップの展望があるのかを考えてみます。

①増税は消費を冷え込ませ、景気を悪化させます。

政府は日本の景気回復が戦後最長となったと宣伝していますが、実感が伴わないのが世相です。「アベノミクス」による円安や超低金利策で大企業は過去最高の利益を上げて、内部留保を42兆円超に増大させている反面、働く人たちの実質賃金は年換算で18万円も減少しています。2014年4月の8%への消費税増税後家計消費の落ち込みが回復せず、家計消費は年間25万円減少しており、地域の景気を悪くさせています。「対策」を取らなければならないのは、政府自身景気が悪くなることを認めている証拠です。



②大混乱を招く複数税率

10%への増税とともに、複数税率を導入し酒・外食を除く飲食料品などには「軽減税率」を設けるとしています。軽減といっても現在の8%税率を据え置くにすぎず、今より安くなるわけではありません。8%と10%の二つの税率が混在することとなり、その線引きがあいまいでトラブルや大混乱になりかねません。事業者にとってはレジの更新などの対策が必要となり、毎日の事務処理が煩雑になります。8割超の中小企業はまだその準備に取り掛かっていない実態(日本商工会議所調べ)があります。

③経営破壊と経済大混乱を招くインボイス制度

さらには4年後の2013年10月からインボイス制度(適格請求書保存方式)の導入が予定されています。インボイスは、消費税額などを記載して請求書を発行するもので、これを発行できるのは課税事業者であることが要件です。現在500万者あるといわれる免税事業者は課税事業者にならなければインボイスを発行できません。免税事業者のままでは取引から排除され営業が成り立たなくなり、廃業に追い込まれます。フリーランスや一人親方など非雇用の就業者にとっても影響が及びます。地域の産業と日本の経済に大混乱を招きかねません。

Q「複数税率」さてこの場合は0%?

①ハンバーガーを買って持ち帰る	8%・10%	②ハンバーガーを店内で食べる	8%・10%
③ハンバーガーを公園のベンチで食べる	8%・10%	④店で食べ残した寿司を持ち帰る	8%・10%
⑤そばやピザの出前を取る	8%・10%	⑥水道料金	8%・10%
⑦ペットボトル入りの飲料(持ち帰り)	8%・10%	⑧リポビタンD(大正製薬)	8%・10%
⑨オロナミンC(大塚製薬)	8%・10%	⑩本みりん	8%・10%
⑪本みりん風調味料	8%・10%	⑫いちご狩りの入園料	8%・10%
⑬ノンアルコールビール	8%・10%	⑭カラオケボックスでの飲食物の提供	8%・10%
⑮列車の座席で食べる弁当	8%・10%	⑯学生食堂のランチ	8%・10%
⑰映画館の売店での飲食物の販売	8%・10%	⑰入院時の病院食(通常メニュー)	8%・10%
⑱学校給食	8%・10%	⑲病院食(患者希望による特別食)	8%・10%
⑳ホテルの客室の冷蔵庫のジュース	8%・10%	㉑ホテルの宴会場で飲むジュース	8%・10%
㉒豚肉100グラム	8%・10%	㉒体重80kgの生きた豚	8%・10%
㉓生きた食用の魚	8%・10%	㉓ペットフード	8%・10%
㉔定期購読の日刊新聞	8%・10%	㉔駅売りの日刊新聞・日刊紙の電子版	8%・10%
㉕有料老人ホームの食事代(朝食@400円夕500円間食200円)	8%・10%	㉕有料老人ホームの食事代(朝食@500円夕800円間食200円)	8%・10%

④増税対策に空前の愚策～増税中止こそ有効対策

安倍首相は増税による景気の腰折れを防ぐために「万全の対策をとる」として、そのために5兆円規模の税金をつぎ込む計画です。しかしこれらの「対策」なるものは、関係者の間で十分検討されていない泥縄式の場合当り政策で、矛盾と混乱を拡大しています。ポイント還元やクレジット決済による優遇などは、決済（支払い）の方法や利用できる地域の限定などによる不公平が生じ、税の根幹である「公平性の原則」に反するもので、国が「税の不公平性」を持ち込むことにつながります。消費税に絡めてマイナンバーやキャッシュレス決済への誘導を図るなどは税の機能から離れた本末転倒の対策であり、許容できるものではありません。「対策」は短期間のその場しのぎでしかなく、10%税率はその後ずっと続きます。「増税対策」を講じなければならない増税は中止することこそが最も有効な対策というべきです。

政府の消費税増税対策
* 幼児教育・保育を無償化
* 食料品や新聞の消費税を8%に据え置き
* 低所得者や0～2歳の子がいる世帯にプレミアム付き商品券
* 中小小売店でのキャッシュレス決済にポイントを還元(5%)
* マイナンバーカードの取得者に買い物ポイント
* 自動車や住宅の購入を減税や給付金拡充で支援
* 防災・減災のための公共投資を増税後実施し、需要減を緩和
* 増税日前後の価格転嫁(小売価格の引上げ)を認める指針

⑤「軽減税率」のために1兆円の負担増!!

政府がまとめた軽減税率制度導入に必要な1兆円の財源案が示されました。その概要は次のようなもので、さらなる国民負担増や社会福祉後退を招くものです。

[増税]・インボイスの導入による税収増加(年約2,000億円)・たばこ増税(約2,400億円)・所得税増税(900億円) [歳出削減]・低所得世帯の医療費負担など抑制する「総合合算制度」導入の見送り(4,000億円)・後期高齢者医療制度特例廃止(約700億円)

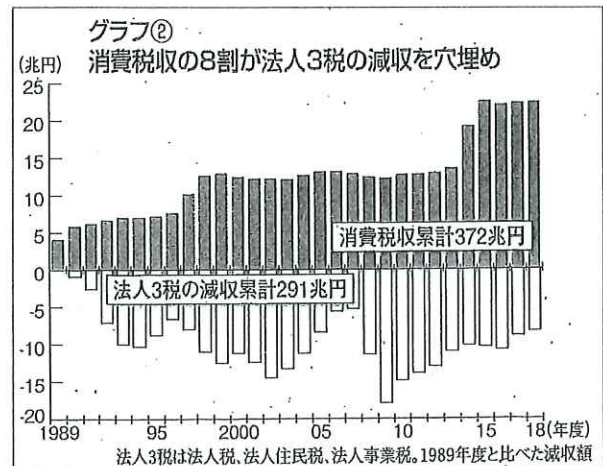
⑥貧富の格差を拡大～応能負担原則「失格」

消費税は低所得者ほど負担が重く、高所得者ほど負担が軽くなる税金です。現在(8%税率)で年収2,000万円以上の世帯での消費税負担率は1.5%ですが、年収200万円未満の世帯では収入だけでは消費支出が不足するため貯蓄を取り崩しているため、消費税負担率は税率を超える8.9%になり、年収2,000万円の階層を7.4ポイントも上回ります。税率が10%になればこの格差はさらに拡大するのは明らかです。増税は貧富の格差をさらに拡大させ、応能負担原則からさらに離反していくこととなります。

⑦増税なしでもOK!

消費税導入(1989年4月)以後日本の財政や社会保障は、改善は進まず悪くなる一方です。大企業減税や高額所得者・富裕層の税負担を大幅に軽減し、軍事費の連年の増額など税の集め方や使い方の根本が変質したためです。30年間の消費税収は372兆円、一方法人3税は291兆円も減収し、法人税減税の穴埋めに消費税収の8割が使われたのが実態です。

これを改めて、税の集め方(歳入)の見直しとともに税の使い方(歳出)も見直すことにより、38兆円の財源が生まれる試算を、前号(2017/8)の本紙で紹介しました。2019年度の消費税収予算は約19兆4千億円(10%増税)ですが、試算で国税が約27兆円増加すれば、消費税収が無くなってもこれをカバーしてなお8兆円ほどの財源が生まれることとなります。



⑧10%ストップできる!!

フランスでは、マクロン政権の生活破壊につながる「改革」への国民的な抗議行動によって、増税政策を撤回させるとともに最低賃金引き上げや残業手当非課税などを勝ち取っています。内閣官房参与の藤井聡京都大学大学院教授は「10%への増税中止は十二分にあり得ると思っています。そのカギとなるのは国民世論です」と語っています。今年これから行われる統一地方選挙や参議院選挙で、消費税増税中止の意思を集中して審判を下すことで、増税にストップをかける展望が開けます。(荒尾壽味雄)

「2019年10月からの消費税10%中止を求める請願」の署名用紙を同封してあります。皆様のご協力をお願いいたします。

【②のQ「複数税率」区分は、左側奇数が8%、右側偶数が10%。ただし⑬は非課税、⑳の夕食のみ10%になります】

業況 息切れ ～まだまだの「景気回復」～

～2018年の法人税申告状況～

前期（16/12～17/11 申告）の申告状況に見られた増収・増益の流れが今期に至ってストップ状態となって、おおむね前々期の水準に戻り、特需に支えられた「業況回復」は終焉を見せました。多くの事業区分で、前期の反動といえる売上・収入減に伴う営業利益・申告所得の大幅な減少となりました。この反映として、黒字申告の割合が50%（前々期）から40%へ10ポイント減少の反面、赤字申告の割合は22%（同）から38%へ16ポイント増加し、1社当たりの赤字の平均金額が前期比409千円増加して1,760千円と三期中最大となっています。〔本表は、三期継続性のある申告法人で、特殊性のある事情や取引で損益変動の大きい者を除いて集約しています。〕

表① '17/12月～'18/11月申告法人の申告状況

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	44	105%	103%	102%	74%	107%	100%	40%	69%
建設・農林・製造業	69	116%	115%	117%	120%	96%	99%	51%	56%
運輸・サービス 不動産業等	70	108%	100%	-251%	63%	100%	98%	-245%	60%
合計	183	109%	106%	84%	97%	101%	99%	40%	59%

*-% = 前（々）期プラス、今期マイナスのもの。前（々）期+100・今期-100の場合-200%と表示

表② 申告態様別状況（金額＝千円）

区分	年度	件数	1件当たり	
黒字申告	16 (H28)	91	50%	3,708
	17 (H29)	86	47%	6,142
	18 (H30)	74	40%	5,296
赤字申告	16 (H28)	41	22%	-1,450
	17 (H29)	56	30%	-1,351
	18 (H30)	70	38%	-1,760
0申告	16 (H28)	51	28%	
	17 (H29)	41	22%	
	18 (H30)	39	21%	

<法人税> 表①②

- 売上・収入を増やし営業利益・所得を増加、回復
… 製造業（好調維持）、福祉事業
- 売上・収入は一定増加も営業利益・所得は減少
… 卸・小売業、飲食業（大幅）、サービス業
- 売上・収入が減少し営業利益・所得共に減少
… 建設業、農林業、運輸業、宿泊業（大幅）、不動産業（大幅）

<消費税> 表③

法人税申告状況にみられる業況後退を反映して課税標準は大きく減少しましたが、税額は前期並みを維持（+2ポイント）。原則課税での税額の伸びは、課税仕入れの減少・非課税仕入れの増加が推測できます。消費税の「景気に左右されない」特性が現れています。

表③ 消費税課税区分別状況（1社当り）

（金額＝千円）

区分	前期		当期		対前期（%）		件数
	課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額	
本則課税	205,691	3,927	185,656	4,032	90.3	102.7	68
簡易課税	26,498	763	25,955	742	98.0	97.2	47
総平均	132,456	2,634	120,387	2,687	90.9	102.0	115



新入社員からご挨拶



名 前：^{はるきりょうせい} 春木 凌成
生年月日：1997年10月25日
血液型：A型
星 座：さそり座
出 身：菊池市

菊池高校商業科、熊本市立総合ビジネス専門学校
経理情報コースを卒業し、6月11日から10月11日
まで派遣社員の期間を経て、正社員として入社致し
ました。

私は、仕事をしていく上で先輩方の仕事に対する
姿勢や、電話応対等を見て学ぶべき事が多いと日々
実感しております。

まずは、仕事を丁寧にこなしていき、周りも見て
積極的に行動していくことを心掛けて取り組んで
いきます。

そして、社員の皆様やお客様に信頼されるような
社員になれるよう努めて参ります。

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

1月 4日 (金)	10月決算法人の確定申告期限
1月21日 (月)	30年7月～12月分源泉所得税 納期特例届出書提出者の納期限
1月31日 (木)	給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限	
2月28日 (木)	12月決算法人の確定申告期限
3月15日 (金)	30年分所得税の確定申告期限
4月 1日 (月)	30年分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限	
4月30日 (火)	2月決算法人の確定申告期限
5月31日 (金)	3月決算法人の確定申告期限
7月 1日 (月)	4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月7日 (月)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(木)・2月8日(金)・3月8日(金)
4月10日(水)・5月10日(金)・6月7日(金)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見
やご要望をお聞かせください。